第64期
定時株主総会
招集ご通知

YSK 焼津水産化学工業株式会社

(証券コード:2812)



開催日時

2023年６月23日（金曜日）
午前10時（開場：午前９時30分）

開催場所

静岡県焼津市三ヶ名1550番地
焼津市文化センター１階
小ホール

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

郵送又はインターネット等による議決権行使期限

2023年６月22日（木曜日）
午後５時30分まで

決議事項

<会社提案(第１号議案から第２号議案まで)>

第１号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く)５名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

<株主提案(第３号議案から第８号議案まで)>

第３号議案　剰余金の処分の件
第４号議案　別途積立金取崩しの件
第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く)１名選任の件
第６号議案　剰余金の処分に係る定款一部変更の件
第７号議案　気候変動リスク対応に関する定款一部変更の件
第８号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）廃止を求める件

株主の皆様へ

平素より株主の皆様には格別のご支援を賜わり、心より御礼申しあげます。

当社は、第64期定時株主総会を2023年６月23日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2022年度は、新型コロナウイルスのワクチン接種などの対策が進み、ウィズコロナと呼ばれる新しい生活様式が広がってきました。これにより、外食産業を中心としてコロナ渦で落ち込んでいた消費が回復に向かっております。一方で、原材料・エネルギー価格の上昇により価格の改定を実施せざるを得ない状況となり、依然として先行きは不透明な状況です。



このような環境下で、当社グループは「価値創造の加速」を経営ビジョンとした中期経営計画により、独自性の高い製品開発、海外展開の加速、新規原材料の開拓、出資したファンドの投資先企業との具体的な取り組み、持続的成長に向けた人的資本投資とガバナンス体制の再構築とともに、株主の皆様への還元を進めるなどの施策を実施しました。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜わりますようお願い申しあげます。

なお、会社法改正による株主総会資料の電子提供制度施行に伴い、株主総会資料は、ウェブサイトに掲載して提供することとなりましたが、本株主総会につきましては、当該制度の適用初年度であることを考慮し、株主様の混乱を避けるため、従来どおり全ての株主様に株主総会資料を書面で送付することといたしました。

2023年６月１日
焼津水産化学工業株式会社
代表取締役社長　山田 潤

(証券コード 2812)
2023年６月８日
(電子提供措置の開始日　2023年６月１日)

株　主　各　位

静岡県焼津市小川新町五丁目８番13号
焼津水産化学工業株式会社
代表取締役社長　山　田　　潤

第64期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第64期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第64期　定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.yskf.jp/ir/kabunusisoukai.html
当社ウェブサイトのほか、以下のサイトからも電子提供措置事項を閲覧可能です。

当社ウェブサイト

東京証券取引所ウェブサイト（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）
上場会社情報サービスにアクセスのうえ、会社名又はコード（2812）を入力、検索ボタンを押下し、
「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」を選択いただき、閲覧ください。

**　なお、株主総会へのご出席につきましては、ご自身の体調等をご勘案のうえ、慎重にご判断くださいますようお願い申しあげます。**議決権につきましては、同封の議決権行使書のご郵送又はインターネット等にて事前に行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年６月22日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　**2023年６月23日(金曜日)午前10時(開場 午前9時30分)**

2．場　　所　**静岡県焼津市三ヶ名1550番地　焼津市文化センター１階　小ホール**
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項
1．第64期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第64期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
＜会社提案（第１号議案から第２号議案まで）＞
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

＜株主提案（第３号議案から第８号議案まで）
第３号議案　剰余金の処分の件
第４号議案　別途積立金取崩しの件
第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く)1名選任の件
第６号議案　剰余金の処分に係る定款一部変更の件
第７号議案　気候変動リスク対応に関する定款一部変更の件
第８号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）廃止を求める件

株主提案（第３号議案から第８号議案まで）の議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。
なお、**取締役会は全株主提案に反対しております。**

以　上

●本総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応につきましては、前頁記載の当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、本総会にご出席の株主様は、最新の状況をご確認くださいますようお願い申しあげます。

●**本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。**なお、電子提供措置事項のうち、法令及び当社定款第17条第２項の規定に基づき、お送りする書面には下記の事項を記載しておりません。

・会社の体制及び方針
・会社の支配に関する基本方針
・連結株主資本等変動計算書
・連結注記表
・株主資本等変動計算書
・個別注記表

したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席される場合

- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご押印は不要です。）。
- 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する当社株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証する書面を会場受付にご提出ください。

開催日時　2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

株主総会にご出席されない場合

■ 郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限　2023年6月22日（木曜日）午後5時30分到着分まで

■ インターネットで議決権を行使される場合

▶ 詳細は次頁に掲載しています。



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限　2023年6月22日（木曜日）午後5時30分まで

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使について

行使期限 **2023年6月22日（木曜日） 午後5時30分まで**

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスします。

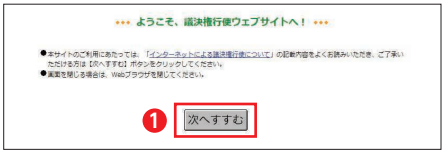

❶議決権行使ウェブサイトにアクセスして**「次へすすむ」**ボタンを**クリック**してください。

2 ログイン画面

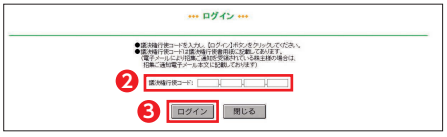

❷同封の議決権行使書用紙に表示された**「議決権行使コード」**をご入力ください。

❸**「ログイン」**をクリックしてください。

これでログインが完了です。
以降、画面のガイダンスに沿ってお進みください。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、
議決権行使サイトにログインすることができます。

1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
再行使する場合、又はQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、左記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 画面の案内に沿ってお進みください。

※ インターネットによる議決権行使は、当社の指定する**議決権行使ウェブサイト**をご利用いただくことによってのみ可能です。
※ インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に関してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たな議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

0120-652-031（通話料無料） 受付時間 9:00～21:00

議決権行使書のご記入方法のご案内

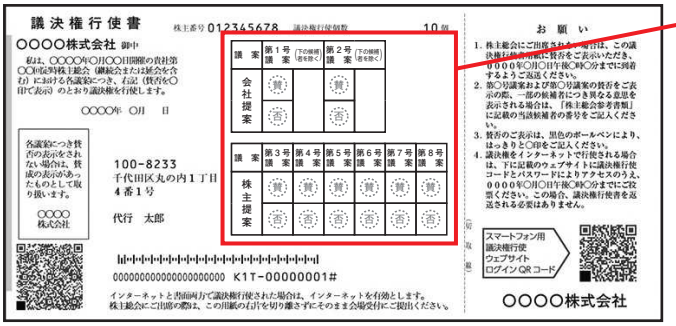

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3・4・5・6・7・8号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

●議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第３号議案～第８号議案は一部の株主様からのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は15頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
会社提案	賛	賛						
株主提案	否	否	賛	賛	賛	賛	賛	賛

会社提案・当社取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
会社提案	否	否						
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛

株主総会参考書類

＜会社提案（第１号議案から第２号議案まで）＞

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位及び担当	属　性	取締役会出席状況
1	山田（やまだ）　潤（じゅん）	代表取締役社長	再任	16／16回
2	内山（うちやま）　毅彦（たけひこ）	取締役常務執行役員 営業本部長	再任	16／16回
3	大橋（おおはし）　弘明（ひろあき）	取締役執行役員 海外事業本部長	再任	16／16回
4	多々良（たたら）　勝広（かつひろ）	取締役執行役員 生産本部長	再任	16／16回
5	森（もり）　憲司（けんじ）	取締役	再任　社外　独立	13／13回

（注）森憲司氏につきましては、2022年６月23日の就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号 1

山田（やまだ） 潤（じゅん）（1976年7月9日生：46歳）

再任



所有する当社株式の数
15,000株

取締役会 出席状況
16／16回

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月	当社入社
2011年7月	商品開発センター調味料開発部課長
2014年4月	開発本部開発センター長
2014年6月	執行役員開発本部長兼開発センター長
2014年6月	UMIウェルネス株式会社取締役
2015年6月	取締役執行役員経営統括本部長兼経営企画部長
2015年6月	マルミフーズ株式会社監査役兼UMIウェルネス株式会社監査役
2016年4月	**代表取締役社長（現任）**

取締役候補者とした理由

山田潤氏は、長年にわたり天然調味料・機能性素材両部門の研究開発部門に携わり、独自性の高い調味料の特許製法を開発するなど、当社の強みである海洋性素材の開発とその生産技術に関して豊富な経験と実績を有しています。当社の代表取締役として2016年以来当グループの経営を担っており、幅広い見識と専門性だけでなく、その卓越した行動力で経営のリーダーシップを強力に発揮しており、中期経営計画の達成を図るとともにグループ各社を監督する適切な人材と判断し、取締役候補者としています。

候補者番号 2

内山（うちやま） 毅彦（たけひこ）（1962年3月8日生：61歳）

再任



所有する当社株式の数
6,500株

取締役会 出席状況
16／16回

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社
2000年7月	生産本部管理部管理課長
2004年7月	開発・生産本部製造部長代理
2005年7月	経営統括本部経営企画部長
2010年8月	生産本部購買部長
2012年3月	生産本部製造部大東工場長
2012年11月	生産本部長
2013年6月	取締役生産本部長
2014年6月	執行役員経営統括本部経理部長
2014年9月	執行役員経営統括本部副本部長
2014年9月	大連味思開生物技術有限公司董事
2016年4月	執行役員経営統括本部長
2016年4月	マルミフーズ株式会社監査役兼UMIウェルネス株式会社監査役
2016年6月	取締役執行役員経営統括本部長
2018年10月	取締役執行役員開発本部長
2018年10月	**UMIウェルネス株式会社取締役（現任）**
2019年12月	取締役執行役員品質保証本部長
2021年6月	取締役執行役員経営統括本部長
2021年6月	**マルミフーズ株式会社監査役（現任）**
2022年6月	取締役常務執行役員経営統括本部長
2023年4月	**取締役常務執行役員営業本部長（現任）**

取締役候補者とした理由

内山毅彦氏は、生産部門、経営管理部門、研究開発部門及び品質保証部門に携わり、当社の事業領域における幅広い知識と経験を有しており、当社の基盤商品であるN-アセチルグルコサミンの開発やFSSC22000認証取得を推進するなど、様々な経営課題の実現にあたってきました。それら経験に基づき、当社グループ事業活動を強力に推進できる人材と判断し、取締役候補者としています。

候補者番号 3

大橋（おおはし） 弘明（ひろあき）（1960年９月13日生：62歳）

再任



所有する当社株式の数
7,000株
取締役会 出席状況
16／16回

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年４月	当社入社
2002年７月	開発本部商品開発部商品開発課長
2004年９月	大連味思開生物技術有限公司出向 同社　総経理
2008年４月	生産本部製造部大東工場長
2009年７月	マルミフーズ株式会社出向 同社　代表取締役社長
2010年11月	生産本部製造部長
2011年４月	商品開発センター長
2012年２月	営業本部副本部長
2012年６月	取締役営業本部長
2013年４月	取締役営業副本部長兼海外担当
2013年４月	大連味思開生物技術有限公司董事
2013年８月	大連味思開生物技術有限公司董事長
2013年12月	取締役購買部長
2014年６月	取締役執行役員購買部長
2014年９月	取締役執行役員営業本部長
2015年４月	取締役執行役員営業副本部長
2016年４月	取締役執行役員生産本部長
2016年６月	執行役員生産本部長
2017年６月	執行役員マルミフーズ株式会社出向 同社　代表取締役社長
2020年４月	執行役員生産本部長
2020年６月	取締役執行役員生産本部長
2021年10月	取締役執行役員生産本部長兼海外事業本部長
2023年４月	**取締役執行役員海外事業本部長（現任）**

取締役候補者とした理由

大橋弘明氏は、開発部門、生産部門及び営業部門を経験する他、グループ会社の経営を経験し、特に当社の生産技術に関して豊富な経験で培った深い知見と高度な見識を有しています。当社独自の技術に基づいた製品の海外への安定供給や海外製造・販売拠点構築など、様々な経営課題の実現を推進する適切な人材であると判断し、取締役候補者としています。

候補者番号 4

多々良（たたら） 勝広（かつひろ）（1967年５月６日生：56歳）

再任



所有する当社株式の数
1,400株
取締役会 出席状況
16／16回

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年４月	当社入社
2009年７月	営業本部西日本営業部名古屋営業所課長
2014年４月	生産本部生産管理センター長
2014年12月	生産本部製造部長
2016年４月	営業本部営業統括部長
2018年４月	執行役員営業本部東日本営業部長
2018年10月	執行役員営業本部長
2019年12月	執行役員営業本部長兼海外事業本部長
2020年６月	取締役執行役員営業本部長兼海外事業本部長
2021年10月	取締役執行役員営業本部長
2023年４月	**取締役執行役員生産本部長（現任）**

取締役候補者とした理由

多々良勝広氏は、長年にわたり営業部門に携わり、当社独自の製品とその活用方法を適時的確に提供するなど、顧客の信頼確保に努めてきました。また、生産部門、海外部門を経験し培った幅広い知見と高度な見識を有しています。当社の販売戦略を深く理解したうえで効率的な生産体制を構築・実施するとともに、様々な経営課題の実現を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者としています。

候補者番号 5

森（もり） 憲司（けんじ）（1959年11月２日生：63歳）

再任　社外　独立



所有する当社株式の数
0株

取締役会 出席状況
13／13回

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年４月　東海澱粉株式会社 入社
2005年10月　同社 執行役員 農産部 部長
2007年７月　同社 執行役員 営業一部 部長
2008年10月　同社 取締役執行役員 営業一部長
2010年７月　同社 取締役常務執行役員 営業一部長
2015年７月　同社 代表取締役社長 執行役員
2021年７月　同社 取締役 顧問
2021年10月　同社 顧問
2022年６月　当社 取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

森憲司氏は、代表取締役として企業経営に携わった経験を通じ、財務会計、内部統制に関する高い見識及び専門性を有しています。これらのスキルは当社取締役会に不可欠と判断し、社外取締役候補者としています。選任後は、社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で当社の経営の監督と助言を行っていただくことを期待しています。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．森憲司氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
３．当社は、森憲司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員（社外取締役）となる予定です。
４．当社は、会社法第430条の３第１項の規定に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。本議案でお諮りする取締役候補者の各氏が原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、任期途中の2023年８月に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
【保険契約の内容の概要】
当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	属　性	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	長沢芳裕（ながさわよしひろ）	—	新任　社外　独立	—／—回	—／—回
2	杉山洋志（すぎやまひろし）	取締役（監査等委員）	再任	16／16回	15／15回
3	小山圭子（こやまけいこ）	取締役（監査等委員）	再任　社外　独立	16／16回	15／15回

候補者番号 1

長沢（ながさわ） 芳裕（よしひろ） (1956年11月30日生：66歳)

新任 社外 独立



所有する当社株式の数
0株
取締役会 出席状況
一／一回
監査等委員会出席状況
一／一回

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年４月　株式会社静岡銀行入行
1996年12月　同行　富士中央支店推進役
1997年12月　同行　しずはた支店長
1999年６月　同行　審査部調査グループ長
2002年６月　同行　本店営業部副部長
2004年６月　同行　三島支店長
2005年６月　同行　理事三島支店長
2007年１月　同行　理事審査部長
2010年４月　同行　執行役員審査部長
2011年６月　同行　執行役員本店営業部長
2013年６月　同行　取締役常務執行役員
2020年６月　同行　取締役兼静銀経営コンサルティング株式会社　代表取締役社長
2022年７月　当社　顧問（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長沢芳裕氏は、財務、会計及び経営に関する豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役候補者としています。選任後は、社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した立場で当社の経営の監督と助言を行っていただくことを期待しています。

候補者番号 2

杉山（すぎやま） 洋志（ひろし） (1961年10月２日生：61歳)

再任



所有する当社株式の数
1,800株
取締役会 出席状況
16／16回
監査等委員会出席状況
15／15回

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年４月　当社入社
2000年７月　営業本部東京営業部機能食品グループ課長
2009年４月　営業本部西日本営業部長
2011年４月　内部監査室長
2011年７月　マルミフーズ株式会社出向
同社　代表取締役社長
2017年７月　株式会社シズトク　入社
同社　富士宮営業所　営業次長
2019年８月　同社　岡崎東営業所　営業次長
2021年６月　当社　取締役（監査等委員）（現任）

取締役候補者とした理由

杉山洋志氏は、過去に当社営業部門に携わっており、また、当社グループ会社の代表取締役を務めており、当社の業務及び食品業界に関して豊富な知識を有していることから、業務執行に関して適切な監督・監視をしていただけると判断し、監査等委員である取締役候補者としています。

候補者番号 3

小山（こやま） 圭子（けいこ）（1969年1月17日生：54歳）

再任　社外　独立



所有する当社株式の数
0株

取締役会 出席状況
16／16回

監査等委員会出席状況
15／15回

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年４月　キリンビール株式会社入社
2004年１月　高澤社会保険労務士事務所（現：社会保険労務士事務所オフィスアールワン）入所
2006年４月　社会保険労務士小山事務所開所
同所　所長（現任）
2014年６月　当社　社外監査役
2015年６月　当社　取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小山圭子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、社会保険労務士及びキャリアコンサルタントとしての豊富な知識と経験を有しており、その専門性に基づく見地から適宜助言や提言を行っていたくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者としています。選任後は、社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した立場で当社の経営の監督と助言を行っていただくことを期待しています。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．長沢芳裕氏及び小山圭子氏は、社外取締役候補者であります。
３．小山圭子氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
４．当社は、原案どおり長沢芳裕氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出る予定であります。
５．当社は、小山圭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員（社外取締役）となる予定です。
６．当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年８月更新の予定です。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。新任の候補者については、選任後被保険者となります。
【保険契約の内容の概要】
当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

（ご参考）

取締役会のスキルマトリックス

本定時株主総会において、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び各員の専門知識・経験は、次のとおりであります。なお、「地位及び担当」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。また、本表記載の内容は、各取締役の全ての知識や経験を表すものではありません。

氏　名	地位及び担当	各取締役の専門知識・経験等					
		企業経営	財務会計	リスク・コンプライアンス・品質保証	人材開発	営業・マーケティング	研究開発
山　田　　潤	代表取締役社長	○	○	○			○
内山毅彦	取締役常務執行役員		○	○		○	○
大橋弘明	取締役執行役員					○	○
多々良勝広	取締役執行役員					○	
森　　憲　司	取締役　（社外）	○	○			○	
長沢芳裕	取締役（監査等委員・社外）	○	○	○			
杉山洋志	取締役（監査等委員）		○			○	
小山圭子	取締役（監査等委員・社外）			○	○		

＜株主提案（第３号議案から第８号議案まで）＞

第３号議案から第８号議案は、株主様１名（議決権数578個）からのご提案によるものであります。以下の議題、提案の内容及び提案の理由は、議案ごとに整理し、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

第３号議案　剰余金の処分の件

［提案の内容］

（１）配当財産の種類

金銭

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「１株配当」という。）として、154円から、第64期定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく１株配当又は当社定款33条に基づいて第64期定時株主総会の開催日までに2023年3月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した１株配当を控除した金額を配当する。

2023年3月期１株当たり純資産の10分の１について１円単位未満を切り捨てた金額から10円を控除した金額が154円と異なる場合は、冒頭の154円を、2023年３月期１株当たり純資産の10分の１について１円単位未満を切り捨てた金額から10円を控除した金額に読み替える。

なお、配当総額は、当社の第64期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第64期定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第64期定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

［提案の理由］

本議案は、１株当たり純資産の10分の１、すなわち株主資本配当率Dividend on Equity（以下「DOE」といいます。）10％に相当する配当を企図した議案です。DOEとは、１株当たり年間配当金額を１株当たり純資産で除して算定される株主還元指標です。また、提案の内容に記載されている10円を控除する理由は、当社の2023年３月期の中間配当金額と同額を控除することです。

＜参考イメージ＞

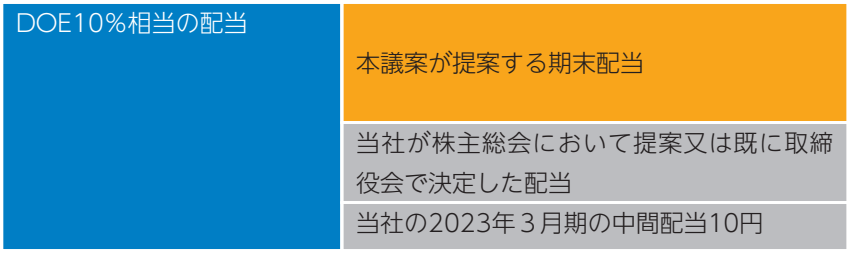

（注：図表の面積と配当金額の縮尺は一致しません。）

以下の通り、当社は当期純利益を現金として貯め込む資本政策を採用し、歪な資本構成となっています。また、当社の実績ROEは株主資本コストよりも著しく低く、ROEの目標値も低水準です。なお、提案株主は当社の株主資本コストを10%程度と算定しています。

このような状況が続けば、今後も当社の株価の評価は異常に低い水準のまま放置される可能性が高いため、当社がDOEを10%とすることが、当社の株価の評価の改善につながると考えられます。なお、提案株主の計算によれば、仮にDOE10%を10年続けても当社の自己資本比率は50%以上となり、依然として高水準です。

・現金を貯め込む資本政策

2022年12月末現在80億円にも上る現金を貯め込んでいます（一方、有利子負債は僅か１億円程度です。なお、時価総額は2023年4月10日現在95億円です。）。また、当社の自己資本比率は2022年12月末現在89%と異常に高い水準です。

・実績及び中期経営計画目標ROE

当社の実績ROEは2018年3月期から2022年3月期までの５年間で、それぞれ3.1%、2.6%、1.6%、1.3%及び3.9%でした。そして、当社の中期経営計画の最終年度の目標値も5%と著しく低い水準です。

なお、当社は2023年３月期に自社株買いを実行していますが、出来高の少ない当社株式にとって、自社株買いは需給に与える影響が極めて大きく、自社株買い枠消化後に株価は急落しました。このことから、提案株主は、自社株買いの効果は株価のボラティリティが高まるのみであったと分析しています。そのため、当社には、当社の株価の評価が改善するまで、自社株買いを控え、株主還元としてDOE10%以上を継続していただくことに期待します。

当社の株主資本コストの算定根拠や上述以外（投下資本利益率の観点からみた事業ポートフォリオの整理の必要性や気候変動リスク対応の重要性など）の当社の状況については、キャンペーンサイト「焼津水産化学工業(2812)の株主価値向上に向けて」https://www.optimizeyaizu.com/をご参照ください。

SCAN ME

第３号議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、第３号議案に反対いたします。

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。当社は、時代のニーズに対応するための研究開発、生産、市場開拓等への投資を進めながら、配当性向を勘案しつつ継続的に安定した配当を実施することを基本方針としており、第２四半期及び期末に剰余金の配当を行っております。内部留保資金の使途につきましては、自己資金の充実に配慮しつつも、競争力の維持・向上を目的とした効果的な設備投資、研究開発資金等の資金需要に備えております。

当社は、2022年５月に発表した2025年３月期までの中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）に掲げるとおり、「価値創造の加速」を経営ビジョンとし、①安全・安心の向上、 ②国内事業（調味料、機能性）の強化、③海外展開の加速、④新たな事業分野の創出の４つの基本戦略を軸に推進しております。これらを実現するためには、相応の成長投資が必要になることから、当社は、事業投資と株主還元の両立を目指すことを資本政策の基本的な方針としております。

具体的には、本中期経営計画の期間中におけるキャッシュアロケーションとしては、総額60億円程度のうち、未上場企業への出資等の新規事業への投資や人的投資、各種設備投資として、成長投資に40億円を配分する一方、株主還元といたしましては、配当と自己株式取得の合計で20億円以上とすることを予定しております。当社は、かかる方針に基づき、2022年度には２億86百万円の配当を実施するとともに、４億80百万円の自己株式取得を実施しております。当社といたしましても、現預金を多く抱えていることは課題として認識しておりますが、成長投資として必要な資金を確保しつつ、株主還元につきましても、重視してまいりたいと考えております。

これに対し、本議案は、配当財産の総額がDOE10％に相当する額となることを企図したものであるとのことです。さらに、提案株主は当社に対し、当社の株価の評価が改善するまで自己株式の取得を控え、株主還元として継続的にDOEを10％以上とすることを期待しているとのことです。

しかしながら、このような提案は、本中期経営計画に掲げる当社の将来の成長につなげるための成長投資等に向けた手元資金確保の必要性を考慮しない短期的な視点に基づくものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の向上にはつながらないものであると考えております。

したがいまして、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

第４号議案　別途積立金取崩しの件

［提案の内容］

（１）減少する剰余金の項目及びその額

項目：別途積立金

金額：84億円

なお、当社が提案する別途積立金取崩しに係る議案が第64期定時株主総会において可決された場合は、84億円からその額を控除した金額に読み替える。

（２）増加する剰余金の項目及びその額

項目：繰越利益剰余金

金額：別途積立金の減少額と同額

なお、本議案は、第64期定時株主総会に当社の別途積立金取崩しに係る剰余金処分議案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

［提案の理由］

当社の単体貸借対照表に計上されている84億円にも上る別途積立金は用途が明らかでなく、取り崩すためには株主総会の決議が必要となります。そのため、あらかじめ別途積立金を繰越利益剰余金に振り替えることで、柔軟な経営方針の採用に期待できます。

第４号議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、第４号議案に反対いたします。

当社は、今後の資本政策の機動性を確保するため、2023年５月19日開催の取締役会において、別途積立金につきその全額である84億円を減少させ、繰越利益剰余金を同額増加させることを決議いたしました。したがいまして、本議案の趣旨につきましては、かかる取締役会決議により充足されており、新たに取り崩すべき別途積立金はないものと考えております。

したがいまして、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

［提案の内容］

取締役1名（候補者：松橋理）を選任する。

候補者

松橋（まつはし）　理（さとる）（1986年７月27日生：36歳）

新任　社外　独立



所有する当社株式の数
0株

取締役会 出席状況
-／-回

● **略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況**

2009年４月　日本生命保険相互会社入社
2014年４月　NIPPON LIFE SCHRODERS ASSET MANAGEMENT EUROPE LIMITED 出向
2018年４月　株式会社ストラテジックキャピタル入社
2022年９月　株式会社ナナホシマネジメント 代表取締役（現任）
〔重要な兼職の状況〕
Nanahoshi Management UK Ltd. Director

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

松橋理氏（以下「候補者」といいます。）は、提案株主の代表取締役であり、日本・欧州株式アナリスト及びファンドマネージャーとしての経験に加え、アクティビストとして経営陣との対話をはじめとした株主価値向上キャンペーンや公開買付けなどの業務にも従事し、これらの業務を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を有しています。また、候補者は、ロンドンにて起業し、複数の海外ESG資格試験に合格するなど、国際感覚、起業家精神に富み、また、環境及び社会問題に強い関心を持つ人物でもあります。候補者は、当社の更なる成長、株式市場における当社の評価改善のための果断な意思決定を推進するほか、グローバルな視点からの当社のESGの強化に十分な役割を果たすものと確信し、非常勤の取締役候補者としました。
なお、候補者は、東京証券取引所に独立役員として届け出される予定です。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．候補者氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出る予定であります。
４．候補者が代表取締役を務める株式会社ナナホシマネジメントは、2023年３月31日現在で当社株式を57,800株保有しています。

［提案の理由］

本議案の株主提案を行った経緯について、2023年1月11日、提案株主は、候補者を会社提案の取締役候補者としていただけるよう推薦しました。そして、同年2月16日、当社は候補者を指名・報酬委員会で審議すると提案株主に通知しました。しかし、同年4月10日になっても審議のための面談や候補者に係る書類の提出要請はありませんでした。

提案株主は、当社には候補者を上程する意向がないと判断し、候補者の選任議案を株主提案の議案とする考えに至りました。候補者が取締役に就任した場合は、冒頭の役割に加え、指名・報酬委員会の委員として形骸化している同委員会の実効性を高める役割にも期待できます。

第５号議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、第５号議案に反対いたします。

当社は、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、当社の経営ビジョンである「価値創造の加速」を実現するために、2025年３月期までを対象とする本中期経営計画を策定し、遂行しております。

当社は、本定時株主総会において、既存の取締役（監査等委員である取締役を含む）７名を再任すること及び新任の候補者を１名選任することを求める議案を会社提案議案として付議しておりますが（第１号議案及び第２号議案)、当社といたしましては、現在の当社の業務執行取締役は、かかる経営方針やそれを実現するための各施策を立案したメンバーで構成され、当社取締役会は、その遂行に向けて、適切に当社の経営を監督することができるものと考えておりますので、当社が提案する取締役にて取締役会が構成されることが企業価値の向上・株主共同の利益の向上に資するものと考えております。したがいまして、本議案における取締役候補者の経験、識見、実績等を踏まえても、同候補者を取締役に選任する必要はないと考えております。

なお、当社は、監査等委員でない取締役について、当社事業全体としての知識・経験と経営能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定が実施できること、法令及び企業倫理の順守に徹する見識を有することを基準として、総合的に選任・指名しております。また監査等委員である取締役については、内部統制・財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを考慮し選任・指名しております。取締役の多様性に関する方針としては、上記に加え、社会の変化を素早く、的確に把握できる多彩なバックグラウンドを有する人材を候補者に選定することとしております。特に、社外取締役に関しては、他社での経営経験を有し、財務、人事・人材教育及びコンプライアンスの分野で見識の高い人材を選任し多様性を高めております。また、独立社外取締役のうち２名は、企業経営の経験を有しているなど、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、上記の当社の経営戦略の立案、遂行を適切に監督するために最適な構成を確保しております。

また、当社は、本議案における取締役候補者（提案株主の代表取締役）との間で、今後も必要に応じて対話を行い、かかる対話の内容は必要に応じて適切に経営に反映してまいりたいと考えておりますので、このような観点からも同氏を監査等委員でない取締役として選任する必要性は認めがたいと考えております。

上記につきましては、当社の指名・報酬委員会において慎重に審議・検討し、その決定を踏まえ、当社取締役会において判断したものであります。

したがいまして、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

第６号議案　剰余金の処分に係る定款一部変更の件

［提案の内容］

現行定款の「第33条（剰余金の配当等の決定機関）当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」を削除し、現行定款第34条以下の番号を１つずつ繰り上げる。

［提案の理由］

現行の定款であっても株主総会で期末配当を決議することは可能ですが、当社は第56期定時株主総会において現行定款の第33条を新設し、第57期から起算して第63期定時株主総会までの７年間、剰余金処分議案を上程せず、取締役会のみが剰余金の処分を決定していました（第56期末（以下「2015年３月期末」といいます）及び第63期末（以下「2022年３月期末」といいます。）現在の自己資本比率は、それぞれ76.9%及び88%です。）。

上述の期間において、当社の現経営陣が、ただでさえ高かった自己資本比率をさらに高めてしまったことを踏まえると、当社の資本政策に株主の意思が関与することは、株主価値の向上につながると考えます。

なお、2015年３月期末から2022年３月期末まで及び2023年３月期末までの当社の株主総利回りは、配当込みTOPIX対比でそれぞれ40%ポイント強及び50%ポイント強の大幅なアンダーパフォーム（劣後）となっています。

第６号議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、第６号議案に反対いたします。

当社の株主還元に関する方針や本中期経営計画の期間におけるキャッシュアロケーションに関する当社の基本的な方針は、第３号議案における当社取締役会の意見として記載したとおりであります。

当社取締役会といたしましては、各事業年度にかかる具体的な配当額等も含めて、株主還元に関する方針については、当社を取り巻く経営環境等を踏まえて当社取締役会において定める当社の経営方針及びこれに基づく中長期的な経営戦略に基づき、当社取締役会において決定することが合理的であると考えております。したがいまして、これらの事項は経営判断事項として、取締役会において機動的かつ柔軟に判断することを可能にすることが、当社の中長期的な企業価値の向上にとって必要であり、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

そのため、当社においては、会社法第459条第１項に基づき、定款第33条の規定により、剰余金の配当等の決定機関について、取締役会の決議によって定めることができるものとしております。

なお、定款第33条は、剰余金の配当等について、株主総会の決議に加えて、取締役会の決議によっても定めることができるものとする規定であり、会社法第460条第１項の規定に基づき剰余金の配当等につき株主総会の決議によっては定めない旨を規定するものではありませんので、株主の皆様の権利にも配慮したものとして、相当であると考えております。

したがいまして、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

第７号議案　気候変動リスク対応に関する定款一部変更の件

［提案の内容］

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

なお、条数については、議案「剰余金の処分に係る定款変更の件」が可決されなかった場合は、第36条ではなく第37条とする。

第8章 気候変動リスクに関する対応

（ネットゼロへの移行）

第36条

当会社は、国連Race To Zero Campaignに参加し、ネットゼロへの移行計画を定め、ネットゼロへの移行を実行する。

［提案の理由］

2023年３月20日、国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）は、第6次統合報告書（Sixth Assessment Report - Synthesis Report）を公表しました。同報告書では、従前よりも積極的な温室効果ガスの削減の緊急性などが強調されました。

大気中に排出される温室効果ガスと大気中から除去される温室効果ガスが同量でバランスが取れている状況（以下「ネットゼロ」といいます。）への早期の移行は、地球規模の喫緊の課題といえます。なお、現状、日本を含めた世界135か国（温室効果ガスの88％及びGDPの92％に相当）がネットゼロを目標としていると言われます。

一方、当社の第63期有価証券報告書に、事業リスクとして「製品に使用する天然由来の主要原料は、地球温暖化の影響などによる気候の著しい変化（略）によって、その購入価格や調達数量の安定性に変動が生じる可能性があ（る）」と記載されている通り、当社は海水温度上昇をはじめとした気候変動の影響を受けます。しかし、当社の気候変動リスクに対する取り組みは、毎年公表される環境報告書において、短期的な目標（CO_2排出量原単位を前年比1％削減すること等）の開示にとどまります。

上述の通り、当社は、温室効果ガスによる影響を受けることを自認しているにもかかわらず、世界的に取り組みが求められる、いつどのような手段でネットゼロに移行するかに関する計画（以下「ネットゼロ移行計画」と言います。）を明らかにしていません。また、当社は、スタンダード市場への上場を選択したことから、コーポレートガバナンス・コード補充原則３－１③がプライム市場上場企業に求めるTCFD提言に基づく開示が義務ではないため、今後も当社がネットゼロ移行計画を含めた気候変動リスク対応に関する開示をしない懸念があります。

そして、提案株主は、このような当社の気候変動リスクへの消極的な対応が、当社の株主資本コストが増加する一因だと分析しています（なお、株主資本コストが増加すると株価の評価は低下します。）。

そのため、定期的な情報開示を要する国連Race To Zero Campaignに当社が参加し、グローバルスタンダードを踏まえたネットゼロ移行計画を策定・実行することは、気候変動リスク対応の観点から株主資本コストの低減を図るための第一歩として有効だと言えます。そして、当社には計画を策定・実行するだけでなく、移行リスク及び物理リスクについての分析結果等を積極的に自主開示していただくことに期待します。

なお、国連Race To Zero Campaignには、例えば、気候変動イニシアティブ（Japan Climate Initiative）のメンバーからなるRace to Zero Circleへの参加誓約を行うこと等を通じて参加することができます。

第７号議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、第７号議案に反対いたします。

当社の経営ビジョンである「価値創造の加速」を実現するため、温暖化をはじめとする地球環境の変化は、強く意識しなければならない現象であると認識しております。当社グループの製品に使用する天然由来の主要原料は、地球温暖化の影響などによる気候の著しい変化及び需給のバランスの変化によって、その購入価格や調達数量の安定性に変動が生じる可能性があることから、当社としても地球温暖化による気候変動リスクは主要な天然由来原料の調達不調を招きかねず、当社の経営に重要な影響を与える可能性がある主要なリスクであると認識しております。

そのため、当社は、法令を順守するとともに、環境マネジメントシステムを構築し、省エネルギー、省資源、リサイクルといった自主的な目標を設定して環境問題に取り組み、持続的な改善に努めております。また、社員一人ひとりの環境教育に努め、環境を大切にする企業風土の構築を推進しております。当社は、本中期経営計画において、2023年度にマテリアリティの特定とサステナビリティ基本方針を策定することとしており、現在検討を進めております。提案株主が本株主提案に係る提案の理由の中で述べる情報開示に関しましても、現在当社ウェブサイトにおいて継続的に開示しております「環境報告書」に加え、本中期経営計画では、2024年度にはESGに関する情報開示をさらに拡充することを計画しており、開示の充実化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

提案株主は、本株主提案において、国連の「Race To Zero Campaign」に参加し、ネットゼロへの移行計画を定め、ネットゼロへの移行を実行することを定款に規定することを求めております。上記のとおり、当社としても、気候変動対策は重要であると認識しておりますが、具体的にどのような方針で進めていくかについては、当社を取り巻く環境や事業戦略に関わる業務執行事項であると考えております。このように、定款において気候変動対策等の特定の経営課題に関する個別具体的な方針に関する事項を定めることは、当社経営陣による柔軟かつ機動的な判断を制約するものであり、当社の中長期的な企業価値の向上に適うものではないと考えております。

したがいまして、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

第８号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）廃止を求める件

［提案の内容］

2021年6月24日開催の当社第62期定時株主総会において一部変更及び維持が承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を廃止する。

［提案の理由］

株価の評価が低い会社の買収防衛策は、株式市場における自身の経営に対する低い評価から目を背ける経営陣の地位を保全するために導入されていると解されます。そうでなければ、そもそも、一般的なファイナンス理論において学ばれる「企業価値」とは異なる概念の「企業価値」に依拠した買収防衛策を導入する必要はなく、経営陣は株式市場での高い評価を買収防衛策の代替策と位置付け、「株主価値」の向上のための経営に真剣に取り組むはずです。

そして、当社の株価の評価が示す通り、株式市場からの当社の経営に対する評価は低いと言わざるを得ません。当社の経営陣は、株主価値向上という取締役の責務を放棄せず、自社の株主価値を高め、高い株価の評価を現行の買収防衛策の代わりとする方針で経営に臨むべきです。そのために、まず、当社が導入している買収防衛策の廃止をしていただくことを求めます。

第８号議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、第８号議案に反対いたします。

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様に判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年に亘り培った企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者又はグループが当社の議決権の20％以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます。）を取得することで（以下、支配株式の取得を目指す特定の者又はグループを「買収者等」といいま

す。)、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、買収者等は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び当社定款によって許容される限度において当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針とし、2021年6月24日開催の第62期定時株主総会において当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます。）の一部変更及び継続をご承認いただいております。

当社といたしましては、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切に把握をしていただくことが必要であり、また、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によってはそれを受けた当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えております。

したがいまして、当社といたしましては、本プランを通じて、株主の皆様に対して、必要かつ十分な情報に基づき、大規模買付行為の是非について検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

特に、昨今は、買収者等から情報が十分に開示されないまま、市場内で大量買付けが行われ、強圧性が問題となる事例も生じており、このような強圧的な買収を抑止し、株主の皆様に適切な情報と時間を提供する枠組みを確保しておく必要性も高いものと認識しております。

したがいまして、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

事業報告（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当連結会計年度の事業の概況

①　事業の経過及び成果

当社グループでは、「価値創造の加速」を経営ビジョンとした2025年３月期までの中期経営計画に基づき、(1)安全・安心の向上、(2)国内事業（調味料、機能性）の強化、(3)海外展開の加速、(4)新たな事業分野の創出の４つの基本戦略へ経営資源を投入しております。

安全、安心の向上については、食品安全システム認証「FSSC22000」を全工場にて取得完了するとともに、原料開発の強化や、アジア各国への輸出を見据えたハラル取得を進めております。国内事業の強化については、調味料セグメントでは昆布・エビ分野に集中した営業展開を行いシェアの拡大を図るとともに、機能性セグメントでは昨年度上市したフコースについて機能性表示食品化の取り組みを進めました。海外展開については、昨年度に新設した海外事業推進部を中心に、ASEAN地域の需要を取り込むための拠点設立に向けた動きを引き続き進めております。これら施策に加え、「価値創造を実現する人材」創りを目指す人材育成体系の策定と新たな教育研修の実施を中心とした人的投資や、生産年齢人口の減少やワークライフバランスの推進等への対応として、IoTの活用やロボット化の活用による生産性向上に向けた取り組みを進めてきました。

また、当社では「資本効率の追求」を重要な経営課題と捉え、キャッシュアロケーションとして３ヵ年を通じて人財・設備への投資：35億円、株主還元：20億円、新規事業分野：５億円への投資を実施することなどで企業価値の向上を図ってまいります。なお、当期においては、株主還元策の一環として自己株式の市場買付を行い、499,800株（株式の取得価額の総額：４億80百万円）の取得を実施するとともに、1,605,800株の自己株式の消却を実施しました。

連結売上高につきましては、機能食品の販売は減少したものの調味料及び水産物の販売が伸長したことから、128億29百万円（前年同期比７億９百万円、5.9％増）となりました。利益面につきましては、製造コスト上昇に伴う販売価格の改定や生産性改善への取組みを行っているものの、足元の更なる原材料価格、燃料動力費の上昇に伴い採算性が悪化したほか、販売費及び一般管理費においても積極的な事業展開を見据えた人材確保に伴う人件費の増加、コロナ禍で削減していた旅費交通費の増加、先行投資としての試験研究費の増加等の影響もあり、連結営業利益は３億29百万円（同２億69百万円、45.0％減）となりました。また、連結経常利益は、３億91百万円（同２億61百万円、40.1％減）となったほか、特別利益の投資有価証券売却益が前年同期比４億71百万円減少したこと等により親会社株主に帰属する当期純利益は２億68百万円（同４億88百万円、64.5％減）となりました。

調味料

調味料は、主に加工食品メーカー向けの液体調味料や粉体調味料の製造販売及び各種香辛料の製造販売に関するセグメントです。市場伸長が高い昆布・エビ調味料の販売強化や販売価格の改定に取り組み、粉体調味料の販売が減少した一方、液体調味料の販売は伸長しました。その結果、調味料セグメントの売上高は、65億70百万円（前年同期比１億41百万円、2.2%増）となりました。セグメント利益は、販売費及び一般管理費が増加したほか売上構成の変化や原材料価格等の上昇により４億23百万円（同60百万円、12.6%減）となりました。



機能食品

機能食品は、機能性食品素材及び機能食品の製造販売に関するセグメントです。機能食品は主力商品の苦戦が続いており売上高が減少したほか、機能性食品素材は注力素材のアンセリンが堅調に推移したものの他の製品群の販売が低下したことにより売上高が減少しました。その結果、機能食品セグメントの売上高は、26億58百万円（同91百万円、3.3%減）となりました。セグメント利益は、売上高の減少や原材料価格等の上昇により採算性が悪化したほか、販売費及び一般管理費の増加により、４億67百万円（同２億４百万円、30.5%減）となりました。



水産物

水産物は、主に冷凍鮪の原料販売及び加工製品の製造販売に関するセグメントです。継続する原料価格の上昇に伴い製品販売は伸び悩みましたが、韓国・台湾・香港向け海外販売が順調に推移したことにより売上高は増加しました。その結果、水産物セグメントの売上高は、25億21百万円（同６億11百万円、32.0%増）となりました。セグメント利益は、運賃・倉敷料等販売経費や人件費等で削減を図りましたが、冷蔵庫冷凍機の修繕工事や光熱費負担増が響き、38百万円（同５百万円、12.7%減）となりました。



その他

その他は、化粧品通信販売及びその他商品の販売に関するセグメントです。その他商品の販売が増加し、その他セグメントの売上高は、10億78百万円（同48百万円、4.7%増）となりました。セグメント利益は、売上構成の変化や販売費及び一般管理費の増加により24百万円（同９百万円、27.0%減）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度に要した設備投資の総額は、３億57百万円であり、その主なものは、生産能力の維持・向上を主体とした既存設備の更新であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資又は社債発行等による非経常的な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

（2）財産及び損益の状況

区分＼期別		第61期 2019年度	第62期 2020年度	第63期 2021年度	第64期 2022年度
売上高	(百万円)	14,921	14,312	12,119	12,829
営業利益	(百万円)	823	695	599	329
経常利益	(百万円)	886	724	652	391
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	316	250	757	268
１株当たり当期純利益	(円)	25.79	20.47	63.77	23.01
総資産	(百万円)	22,295	22,438	21,978	21,073
純資産	(百万円)	19,533	19,384	19,334	18,917
１株当たり純資産	(円)	1,592.33	1,633.05	1,628.26	1,663.12

● **売上高**（百万円）

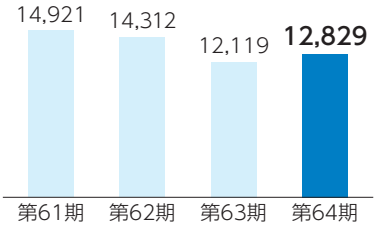

● **営業利益**（百万円）

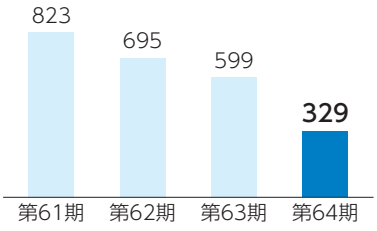

● **経常利益**（百万円）

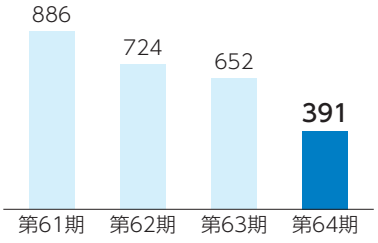

● **親会社株主に帰属する当期純利益**（百万円）
■ **１株当たり当期純利益**（円）

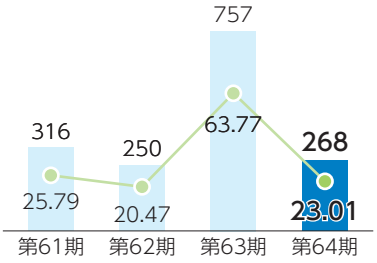

● **総資産**（百万円）

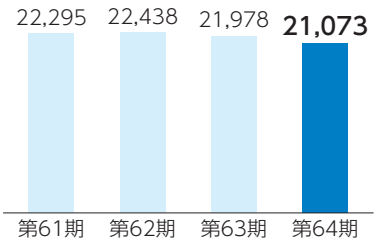

● **純資産**（百万円）
■ **１株当たり純資産**（円）

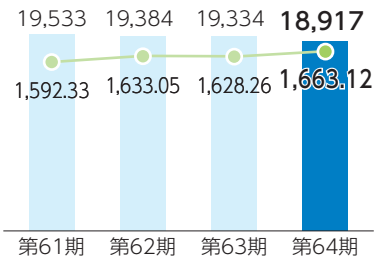

（注１）１株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しています。
（注２）第63期の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、第63期以降の財産及び損益の状況は当該会計基準等適用後の数値を記載しております。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
マルミフーズ株式会社	100百万円	100%	水産物の加工・販売
UMIウェルネス株式会社	50百万円	100%	健康食品の通信販売

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社グループは、「価値創造の加速」を経営ビジョンとした2025年３月期までの中期経営計画に基づき、①安全・安心の向上、②国内事業（調味料、機能性）の強化、③海外展開の加速、④新たな事業分野の創出の４つの基本戦略を軸に推進しております。

① 安全・安心の向上

全工場で取得した食品安全マネジメントシステムFSSC22000を基盤とし、原料開発の強化、各国への輸出規制に対する取り組みを加え、新たな価値創造を促進する品質保証体制を確立します。

② 国内事業（調味料、機能性）の強化

調味料事業については、新たな地域からの原料調達や、昆布・エビ分野に集中した商品投入、DXを活用した生産性の進化、成長著しい中食市場に向けた設備導入などの方策により本事業分野におけるシェアを拡大し、食シーンの多様化に貢献できる天然調味料メーカーへの進化を図ります。

機能性食品事業については、戦略的な知的財産権の取得を基盤として、マーケットインによるオリジナル素材の積極的な商品投入により、健康訴求領域の拡大を図っていきます。また、独自の製造技術を活用した受託生産の拡大にも積極的に取り組んでまいります。

③ 海外展開の加速

海外売上倍増に向けASEANと米国の拠点開設に向けた積極投資を行い、海外市場にYSKブランドを浸透させます。

④ 新たな事業分野の創出

他社との積極的な協業も視野に入れ、調味料、機能性に続く新たな事業を確立します。2021年に出資いたしましたフードテック特化型ファンド『食の未来ファンド』の投資先企

業の情報を共有し、当社の持つ開発・製造・販売ノウハウと融合していくことで、新たな価値創造を加速させ、事業領域の拡大に取り組んでいきます。

これらの基本戦略の実現に向けた経営基盤の強化策として、コーポレート・ガバナンスとIRの充実によるサステナブルな体制づくり、DX推進による生産性の改善や効率的な投資による資本効率の追求、「価値創造を実現する人材」創りを目指す人材育成体系の策定と新たな教育研修の実施を中心とした人的投資、人事制度の改正による多様性のある働き方の実現を図っていきます。

当社グループを取り巻く環境は、引き続き大変厳しい状況ではありますが、安全・安心な製品の安定供給に取り組んでいく所存です。株主の皆様におかれましては、更なるご支援をお願い申しあげます。

（5）主要な事業内容（2023年３月31日現在）

当社グループは、次の製品を主体とした製造・販売並びに関連商品の販売を行っています。

区　分	主　要　品　目
調　味　料	各種エキス、各種オイル、各種スープ、各種粉体調味料、風味調味料、各種具材・惣菜、各種低塩調味料、調味料類受託加工、各種わさび類他香辛料等
機能食品	各種海洋機能性素材（グルコサミン類、キチン・キトサン・オリゴ糖類、ペプチド類、フコース、フコイダン）、各種機能食品、各種機能食品受託加工等
水　産　物	冷凍マグロ加工、水産物問屋業、倉庫業等
そ　の　他	その他商品等

（6）主要な営業所及び工場（2023年３月31日現在）

①　当社

名　称	所　在　地	名　称	所　在　地
本社	静岡県焼津市	東京営業所	東京都品川区
静岡本部	静岡県静岡市駿河区	大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
焼津・団地工場	静岡県焼津市	名古屋営業所	愛知県名古屋市千種区
大東工場	静岡県掛川市	九州営業所	福岡県福岡市博多区
掛川工場	静岡県掛川市	バンコク事務所	タイ国バンコク都
東京R&Dラボ	東京都品川区		

（注）１．本社所在地は上記のとおりでありますが、実際の本社業務は静岡本部で行っています。
２．名古屋営業所は2023年３月31日をもって閉所いたしました。

② 子会社

名称	所在地
マルミフーズ株式会社	静岡県静岡市駿河区
UMIウェルネス株式会社	東京都新宿区

（7）使用人の状況（2023年３月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
217（69）名	＋４（―）名

（注） 使用人数は就業員数であり、パートタイマー、嘱託及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
190（23）名	＋４（＋２）名	40.8歳	16.3年

（注） 使用人数は就業員数であり、パートタイマー、嘱託及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

（8）主要な借入先の状況（2023年３月31日現在）

該当事項はありません。

（9）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

株式の状況（2023年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　50,000,000株

② 発行済株式の総数　11,450,398株

（自己株式7,615株を含む）

③ 株主数　13,840名

④ 大株主（上位10名）

株式の分布状況

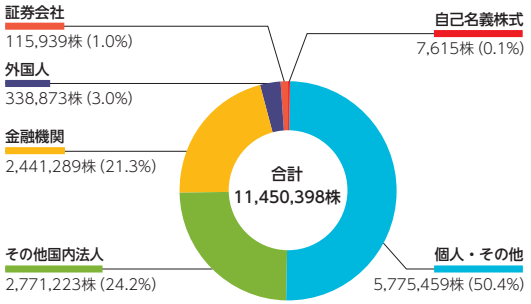

株　主　名	持 株 数（株）	持株比率（%）
エスエスケイフーズ株式会社	1,282,000	11.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	800,300	7.0
株式会社静岡銀行	580,100	5.1
鈴木　ミツエ	530,082	4.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	475,184	4.2
高田　隆右	335,800	2.9
しずおか焼津信用金庫	321,371	2.8
丸啓鰹節株式会社	222,300	1.9
松村　貞敏	179,101	1.6
一正蒲鉾株式会社	125,510	1.1

（注）１．自己株式7,615株を保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しています。
２．監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度を導入しており、この制度に関して設定される役員向け株式交付信託が保有する当社株式については、自己株式として取り扱っていますが、上記持株比率の算定においては、当該株式を控除していません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

2023年２月３日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式の消却を実施いたしました。

消却した株式の種類及び数 普通株式　1,605,800株

自己株式消却額 1,579百万円

消却した日 2023年２月28日及び2023年３月17日

3．会社役員の状況

（1）取締役の状況（2023年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山田　　潤	
取締役	内山毅彦	経営統括本部長 兼UMIウェルネス株式会社取締役 兼マルミフーズ株式会社監査役
取締役	大橋弘明	生産本部長兼海外事業本部長
取締役	多々良勝広	営業本部長
取締役	森　　憲司	
取締役（監査等委員）	杉山洋志	
取締役（監査等委員）	小山圭子	社会保険労務士小山事務所所長
取締役（監査等委員）	藤井　　明	一般財団法人アグリオープンイノベーション機構理事長

（注）１．取締役森憲司氏、取締役（監査等委員）小山圭子氏及び藤井明氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）杉山洋志氏は、常勤の監査等委員であります。内部監査部門との連携強化及び情報収集と共有化による監査等委員会の実効性の確保のため、常勤の監査等委員を選定しています。
３．当事業年度中の役員の異動は、以下のとおりです。
・2022年６月23日開催の第63期定時株主総会において、森憲司氏は、取締役に選任され、就任いたしました。
・2022年６月23日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、高藤忠治氏は取締役を退任いたしました。
４．取締役（監査等委員）は、以下のとおり、知見を有しています。
・杉山洋志氏は、当社の業務及び食品業界に関して豊富な知識と経験を有しています。
・小山圭子氏は、社会保険労務士及びキャリアコンサルタントとしての豊富な知識と経験を有しています。
・藤井明氏は、海外及び経営に関して豊富な知識と経験を有しています。
５．当社は、取締役森憲司氏、取締役（監査等委員）小山圭子氏及び藤井明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

（2）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（3）役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。

（4）取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬委員会の審議を経て、2021年２月５日開催の取締役会で決定しております。その概要は次のとおりです。

・監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定金銭報酬、短期金銭賞与及び株式信託報酬とする。
・固定金銭報酬は、毎年、業界及び当社の利益水準、GDP成長率、物価動向等勘案のうえ、見直しを行うこととする。必要に応じて業績その他の理由により減額の措置をとることができることとする。
・短期金銭賞与の総枠は、当該年度営業利益の２％とし、役位に応じて分配することとする。ただし、総枠の上限は、固定金銭報酬（月々）の５ヶ月とする。
・株式信託報酬は、役位に応じて付与されるポイント数に相当する数の当社株式を、退任時に交付することとする。
・社外取締役及び取締役（監査等委員）の報酬は、固定金銭報酬のみとし、毎年、業界及び当社の利益水準、GDP成長率、物価動向等勘案のうえ、見直しを行うこととする。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役が半数を占める指名・報酬委員会にて、報酬等の内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額は、2015年６月26日開催の第56期定時株主総会において年額２億2,000万円以内（うち、社外取締役分は年額2,000万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち社外取締役１名）です。

取締役（監査等委員）の報酬等限度額は、2015年６月26日開催の第56期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株式信託報酬については、2017年６月28日開催の第58期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額とは別枠で、１事業年度当たりの上限付与ポイントを26,000ポイントとして決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は６名です。

③　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、透明性及び客観性を確保する観点から、取締役会が指名・報酬委員会に委任できることとしています。本委員会は、代表取締役社長を議長とし、社外取締役を過半数とする３名で構成されており、報酬等の内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで出席委員の過半数によって決議されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、指名・報酬委員会の委員は以下のとおりです。

氏　　名	地位、担当
山田　潤	代表取締役社長
小山圭子	社外取締役（監査等委員）
藤井　明	社外取締役（監査等委員）

④　取締役の報酬等の総額

区　　分	総　額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固　定　報　酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役（監査等委員を除く）	98	82	6	9	6
（う　ち　社　外　取　締　役）	（9）	（9）	(—)	(—)	（2）
取　　締　　役（監査等委員）	22	22	—	—	3
（う　ち　社　外　取　締　役）	(11)	(11)	(—)	(—)	（2）
合　　計	121	105	6	9	9

（注）１．業績連動報酬等として監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して短期金銭賞与を支給しています。業績連動報酬等の額の算定基礎として選定した業績指標は、事業の成績を表す指標であることから営業利益としており、３.（４）①に記載の方針のとおり算定しています。なお、当事業年度を含む営業利益の推移は１.（２）財産及び損益の状況に記載のとおりです。

２．取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額は、2015年６月26日開催の第56期定時株主総会において年額２億2,000万円以内（うち、社外取締役分は年額2,000万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。

３．取締役（監査等委員）の報酬等限度額は、2015年６月26日開催の第56期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議いただいています。

４．非金銭報酬等として監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して株式信託報酬を交付しています。株式報酬については、2017年６月28日開催の第58期定時株主総会において、上記２で記載の報酬限度額とは別枠として決議いただいた株式報酬制度に基づき、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額を記載しています。

（5）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）小山圭子氏は社会保険労務士小山事務所所長であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

・取締役（監査等委員）藤井　明氏は一般財団法人アグリオープンイノベーション機構理事長であります。なお、当社と同機構との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

a．取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査等委員会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　森　憲司	13回	100%		
取締役（監査等委員）小山圭子	16回	100%	15回	100%
取締役（監査等委員）藤井　明	16回	100%	15回	100%

（注）森憲司氏につきましては、2022年６月23日の就任後に開催された取締役会（13回開催）の出席状況を記載しております。

b．取締役会及び監査等委員会における発言状況

取締役森憲司氏は、取締役会に出席し、食品事業及び経営に関する豊富な経験と高い見識に基づいて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。

取締役（監査等委員）小山圭子氏は、取締役会及び監査等委員会に出席し、主に社会保険労務士及びキャリアコンサルタントとしての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。

取締役（監査等委員）藤井明氏は、取締役会及び監査等委員会に出席し、海外及び経営に関する豊富な経験と高い見識に基づいて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。

c．社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役は、取締役会の他、各種経営に関する会議や委員会に出席し、客観的な立場から積極的に意見を述べることでコミュニケーションを図り、業務執行の監督及び助言を行っています。

4．会計監査人の状況

（1）名称

芙蓉監査法人

（2）報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第１項の同意を行っています。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（5）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

a．当社グループ全体に係る「企業倫理規範」を整備し、代表取締役社長が率先垂範するとともに、繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しています。

b．代表取締役社長を委員長とし、監査等委員である取締役を含むコンプライアンス委員会を設置して、当社グループ全体のコンプライアンス体制に係る規程の改廃及びコンプライアンス体制上の重要な問題を審議しています。規定されたコンプライアンス体制は、経営統括本部がリスク・コンプライアンス事務局となって運営・管理しています。

c．「企業倫理規範」に則り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体等に対して、一切の関係を遮断し不当な要求には断固として拒否しています。

d．法令・定款違反行為が発覚した場合の対応については、リスク・コンプライアンス事務局が速やかに社内外への対応を行うための規定に基づいて実施し、当該取締役・使用人に対する具体的な処分については、「就業規則」の定めによって決定しています。

e．財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価の実施基準」に「財務報告に係る内部統制評価の基本方針」を定め、内部監査室の主導の下、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持及び向上を図っています。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a．当社及び子会社の取締役の職務遂行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しています。当社の取締役及び子会社の取締役と監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することが可能になっています。

b．「情報管理規程」に則って、保存した情報を管理しています。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．当社グループのリスク管理体制を「リスク・コンプライアンス管理規程」に定め、管理状況を代表取締役社長を委員長とし、監査等委員である取締役を含むリスク管理委員会を設置しています。同委員会においては、当社グループ全体において発生が予想されるリスクの識別と予防策の審議、及び発生したクライシスの報告、対応策の決定等、リスク管理上の重要な事項を決定し、リスク低減に努めています。

b．品質に係るリスクについては、「クレーム処理規程」に則って品質不良に対する再発防止策の実施等により管理を行うとともに、FSSC22000（Ver.5.1）認証の継続により食品安全マネジメントシステムの向上を図っています。
c．災害に係るリスクについては、「緊急対応マニュアル」及び事業所別「災害対応マニュアル」を制定し、経営統括本部を全社横断的な統括責任部署としています。
d．情報セキュリティに係るリスクについては、「情報管理規程」「情報システム管理規程」に則り、人的、技術的、物理的対策を整備するとともに、経営統括本部が全社横断的な統括管理を行っています。
e．その他のリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っています。新たに生じるリスクについては、当社グループ内における経営会議にて速やかに対応責任者となる取締役を定め、対処するものとし、緊急を要する不測の事態が発生した際には、「不祥事件発生時の対応規程」「緊急対応マニュアル」「災害対応マニュアル」に則って、速やかに全社横断的な対応を実施しています。

④　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a．「職務権限規程」に則り、会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な業務を確保しています。
b．当社及び子会社の取締役を構成員とする経営会議を設置し、月次業績のレビューと改善策の実施等を審議し、迅速に推進しています。
c．当社の取締役会による中期経営計画の承認、中期経営計画に基づく年次、事業部門毎の業務計画と予算の設定に基づき、当社の取締役会にて３ヵ月毎に計画の進捗報告を実施しています。
d．ＩＲ担当を設け、適切な適時情報開示とＩＲ説明会の推進により、適正な会社情報の公表により社内外への理解を得ることを徹底しています。

⑤　その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a．当社及びグループ会社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、グループ各社の事業に関して監督する取締役を任命し、定期的に業況報告を受けています。
b．これらの運用を明文化するために「子会社管理規程」を設け、当社子会社の取締役等からの報告を受ける体制を確保し、当社子会社を管理運用しています。なお、法令遵守については、グループ全体のコンプライアンス体制にて管理しています。

⑥　当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ａ．当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、内部監査室の使用人が兼務し、その使用人との適切な連携によって、実効的な監査等委員会監査を補完するものとしています。

ｂ．当社の監査等委員会は、特定の業務における監査において、代表取締役社長及び当該業務の所管取締役の承認を得て、内部監査室又は当該部署の職員を指名するとともに、合理的な範囲で監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、当社の監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関しては代表取締役社長及び当該部署の所管取締役等の指示命令に優先することを徹底しています。

⑦　当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

ａ．当社及び子会社の取締役又は使用人等は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事案が生じた場合は、速やかに当社の監査等委員会に報告することを徹底しています。

ｂ．報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定しています。

⑧　前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社に周知徹底しています。

⑨　当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対して法令に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じています。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．当社の監査等委員会と代表取締役社長及び各取締役は、必要に応じ、会社が対処すべき課題、会社をとりまくリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換しています。

ｂ．監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査の計画について協議に加わることができるものとし、内部監査室は、内部監査結果の報告等監査等委員会との連携に努めています。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況については、監査等委員及び内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、財務報告に係る内部統制について、内部監査室が主体となって整備・運用評価、有効性の評価を実施しております。

②　コンプライアンス

コンプライアンス委員会は原則年４回開催し、コンプライアンス上の問題を防止するための体制整備等に関して協議を行います。当該委員会にて、社内通報制度であるホットラインやコンプライアンス違反報告の状況等の報告と協議を行っており、また、法令及び定款を遵守するため、グループ各社を含めた全社員に対し、社内研修を行う等、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③　リスク管理体制

リスク管理委員会は原則年４回開催し、発生が予想されるリスク等への対応に関して協議を行います。当該委員会にて優先的に対応するリスクを期初に設定し、対応状況等の報告と協議を行っております。

④　内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画書に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。また、監査等委員は、取締役会、その他必要に応じて重要な会議に出席し、業務執行の状況確認を行うとともに、内部監査室や会計監査人との情報交換等を行うことで、経営監督機能の強化及び向上を図っております。

6．会社の支配に関する基本方針

（1）基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為（下記(3)②aに定義されます。以下同じとします。）について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様に判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値の向上又は株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年に亘り培った企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者又はグループが当社の議決権の20％以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます。）を取得することで（以下、支配株式の取得を目指す特定の者又はグループを「買収者等」といいます。）、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、買収者等は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び当社定款によって許容される限度において当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

（2）基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めております。

①　３ヵ年中期経営計画

当社グループは、「価値創造の加速」を経営ビジョンとした2025年３月期までの中期経営計画を策定しています。本３か年中期経営計画では、4つの基本戦略（①安全・安心の向上、②国内事業（調味料、機能性）の強化、③海外展開の加速、④新たな事業分野の創出）を軸に成長戦略を描いていくことを基本方針とし、これらに注力することで、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めています。詳細につきましては、本招集ご通知「事業報告」の「１．企業集団の現況 (4)対処すべき課題」をご参照ください。

②　コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。

当社の取締役会は、社外取締役３名を含む取締役８名、うち、監査等委員である取締役３名で構成され、同会には子会社を含む重要事項が付議され、審議・決裁しています。この中で、中期・年次計画に基づく業績の状況について適時報告し議論・検討しています。また、執行役員制度を導入しており、業務執行に係る責任と権限の明確化、意思決定の迅速化及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、経営会議を毎月開催して経営環境の変化への迅速な対応・対処方針を決定しています。監査等委員会は、監査等委員である取締役３名、うち、社外取締役２名で構成され、監査等委員である取締役は取締役会等に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人及び監査等委員以外の取締役からの報告を受ける等、監査等委員以外の取締役の業務執行について、厳正な適法性及び妥当性監査を行っています。

以上のように、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置くこと等により、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ること、また、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図っています。

なお、社外取締役３名について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、当社が上場する東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。かかる独立役員については、取締役会等における業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べる等、一般株主の利益保護のための行動をとることが期待されます。さらに、当社は、過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を任意に設置し、同委員会にて取締役候補者の選定及び取締役の報酬について審議・決定することで、取締役の指名及び報酬に対する監督の強化を図っています。その他、取締役会の実効性に関する分析・評価を年次で実施しており、その結果をもとに実効性の改善を図っています。

（3）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、2021年５月10日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、2021年６月24日開催の当社第62期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの概要は、以下のとおりです。

① 本プランの目的

当社は、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいたうえで、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によってはそれを受けた当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会（下記②eに定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2021年５月10日開催の取締役会において、本プランによる買収防衛策の継続を決定し、2021年６月24日開催の第62期定時株主総会にて、株主の皆様よりご承認いただきました。

② 本プランの内容について

a．対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の(a)ないし(c)のいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認をした行為を除き、以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

(a)当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20％以上となる当該株券等の買付けその他の取得

(b)当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20％以上となる当該株券等の買付けその他の取得

(c)上記(a)又は(b)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数の場合を含みます。以下本(c)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20％以上となるような場合に限ります。）

b．意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名捺印のなされた書面及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。

c．大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から５営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、大規模買付情報を提供していただきます。当社取締役会又は特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。

d．取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

e．特別委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続にあたり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役（補欠者を含みます。）及び社外有識者の中から３名以上の委員を選任する特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置します。

f．特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後５営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメーラーである等一定の事情を有していると認められる者であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく当社株主総会を招集することができるものとします。

g．対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定する新株予約権の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令等及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

③　本プランの有効期間並びに継続、及び廃止について

本プランの有効期間は、第62期定時株主総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から当該定時株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者又は当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は(ii)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

（4）上記（3）の取組みについての取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、（2）記載の取組み及び（3）記載の本プランは、当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的とするものであり、（1）記載の基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、(i)株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高めるため、事前の開示がなされていること、(ⅱ)本プランの存続が株主の皆様の意思に係らしめられていること、及び(ⅲ)経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動の是非を判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること等から、当社取締役会は、本プランは当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の取締役の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。利益配分としては、時代のニーズに対応するための研究開発、生産、市場開拓等への投資を進めながら、配当性向を勘案しつつ継続的に安定した配当を実施することを基本方針としています。

なお、内部留保資金の使途につきましては、自己資金の充実に配慮しつつも、競争力の維持・向上を目的とした効果的な設備投資、研究開発資金等の資金需要に備えています。

当事業年度につきましては、2023年５月19日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
当社普通株式１株につき金14円

② 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年６月26日

既に、2022年12月２日に実施済みの中間配当金１株当たり10円とあわせて、年間配当金は１株当たり24円となります。

なお、剰余金の配当は株主総会によらず取締役会決議により行うことができる旨を定款で定めています。

（注） 事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、また割合及び持株比率は表示単位未満を四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年３月31日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**13,910,136**
現金及び預金	8,089,375
受取手形及び売掛金	2,941,127
商品及び製品	1,287,593
仕掛品	104,847
原材料及び貯蔵品	1,316,126
その他	172,065
貸倒引当金	△1,000
固定資産	**7,163,813**
有形固定資産	**4,917,846**
建物及び構築物	1,396,754
機械装置及び運搬具	596,698
土地	2,603,175
リース資産	17,136
建設仮勘定	220,220
その他	83,860
無形固定資産	**63,132**
投資その他の資産	**2,182,834**
投資有価証券	1,742,362
退職給付に係る資産	222,563
繰延税金資産	12,635
その他	209,593
貸倒引当金	△4,321
資産合計	**21,073,949**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**1,831,509**
支払手形及び買掛金	1,098,772
リース債務	6,808
未払法人税等	19,633
未払消費税等	14,477
賞与引当金	133,618
圧縮未決算特別勘定	7,721
その他	550,477
固定負債	**325,399**
リース債務	12,041
繰延税金負債	238,175
退職給付に係る負債	33,544
役員株式給付引当金	41,638
負債合計	**2,156,908**
(純資産の部)	
株主資本	**18,394,223**
資本金	3,617,642
資本剰余金	3,414,133
利益剰余金	11,436,284
自己株式	△73,837
その他の包括利益累計額	**522,818**
その他有価証券評価差額金	522,818
純資産合計	**18,917,041**
負債及び純資産合計	**21,073,949**

連結損益計算書（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**12,829,100**
売上原価		**9,987,535**
売上総利益		**2,841,565**
販売費及び一般管理費		**2,511,581**
営業利益		**329,984**
営業外収益		
受取利息	787	
受取配当金	34,374	
受取賃貸料	17,662	
補助金収入	16,497	
その他	23,147	**92,467**
営業外費用		
支払利息	1,489	
投資事業組合運用損	7,531	
損害賠償金	2,058	
減価償却費	7,471	
その他	12,874	**31,425**
経常利益		**391,026**
特別利益		
固定資産売却益	199	
投資有価証券売却益	5,676	
保険収益	8,440	**14,317**
特別損失		
固定資産除却損	5,381	
災害損失	969	
圧縮未決算特別勘定繰入額	7,721	**14,072**
税金等調整前当期純利益		**391,270**
法人税、住民税及び事業税	107,214	
法人税等調整額	15,502	**122,717**
当期純利益		**268,553**
親会社株主に帰属する当期純利益		**268,553**

連結株主資本等変動計算書 (2022年４月１日から2023年３月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年４月１日　残高	3,617,642	3,422,856	13,028,170	△1,178,423	18,890,246
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△284,053		△284,053
親会社株主に帰属する当期純利益			268,553		268,553
自己株式の取得				△504,702	△504,702
自己株式の消却		△3,169	△1,576,385	1,579,554	―
自己株式の処分		△5,554		29,734	24,180
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	△8,723	△1,591,885	1,104,585	△496,023
2023年３月31日　残高	3,617,642	3,414,133	11,436,284	△73,837	18,394,223

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2022年４月１日　残高	444,196	444,196	19,334,442
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△284,053
親会社株主に帰属する当期純利益			268,553
自己株式の取得			△504,702
自己株式の消却			―
自己株式の処分			24,180
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	78,621	78,621	78,621
連結会計年度中の変動額合計	78,621	78,621	△417,401
2023年３月31日　残高	522,818	522,818	18,917,041

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	2社
・連結子会社の名称	マルミフーズ株式会社
	UMIウェルネス株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(ロ)棚卸資産	主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 ただし提出会社の焼津工場の建物、機械及び装置は定額法 1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 ・建物及び構築物　10年～31年 ・機械装置及び運搬具　4年～10年
(ロ)無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
(ハ)リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③　重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
(ロ)賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。
(ハ)役員株式給付引当金	株式交付規程に基づく当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

④　退職給付に係る会計処理の方法

提出会社	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産として計上しています。
連結子会社	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の額に基づき計上しています。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、調味料、機能食品、水産物及びその他の食品等の製造・販売業務を営んでおります。これらの業務においては、顧客との販売契約に基づき、受注した商品及び製品を供給する履行義務を負っており、原則として商品及び製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しておりますが、国内の販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について金融負債を認識しております。有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益とし、当社に残存する支給品の期末残高については金融資産を認識しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる、連結計算書類への影響はありません。

3．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　9,801,641千円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	3,495千円
土地	185,587千円
計	189,082千円

（注）上記資産は、協同組合焼津加工センターの金融機関からの借入金934,635千円に対して担保に供しています。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	13,056,198	―	1,605,800	11,450,398

(注)発行済株式の減少1,605,800株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(イ)2022年５月９日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　166,777千円
・１株当たり配当額　14円
・基準日　　2022年３月31日
・効力発生日　　2022年６月24日

(注)上記配当金の総額には、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金537千円が含まれております。

(ロ)2022年11月４日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　117,276千円
・１株当たり配当額　10円
・基準日　　2022年９月30日
・効力発生日　　2022年12月２日

(注)上記配当金の総額には、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金383千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
2023年５月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項
・配当金の総額　160,198千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　14円
・基準日　2023年３月31日
・効力発生日　2023年６月26日
(注)上記配当金の総額には、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金957千円が含まれております。

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針について

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（自己資金又は銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

また、運用についてはリスクの高いものは排除し、安全な運用に限定しており投機的な取引は行わない方針であります。

デリバティブ取引は、基本的に取り扱わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、極力リスク回避するよう努めております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、その他一部投資事業組合出資金があり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが80日以内の支払期日であります。短期借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

提出会社は営業管理規程及び与信限度管理規程に従い、営業債権について各営業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、提出会社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引は実施しておりません。

(ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

提出会社の営業債権債務は、そのほとんどの取引先が日本国内であり、円貨での決済であるため為替の

変動リスクは僅少であります。
また、借入金及びリース債務についての支払金利の変動リスクは、基本的に固定金利であるため、その変動リスクはほとんどありません。
投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
デリバティブ取引は存在しませんが、新規開始の場合は取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当の承認を得て行う方針であります。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

提出会社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理・回避しております。連結子会社においても、資金繰り計画を作成するなど提出会社と同様な管理を行い、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注２）を参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額（注１）	時価（注１）	差額
投資有価証券（注２）			
その他有価証券	1,518,189	1,518,189	－

(※) デリバティブ取引は該当ありません。

(注１)現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注２)市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	18,162
投資事業有限責任組合	206,010

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

投資事業有限責任組合については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,518,189	－	－	1,518,189

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて算定しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

6．収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他(注)	合計
	調味料	機能食品	水産物	計		
液体調味料	3,164,645	－	－	3,164,645	－	3,164,645
粉体調味料	3,372,094	－	－	3,372,094	－	3,372,094
香辛料	33,911	－	－	33,911	－	33,911
機能性素材	－	2,217,322	－	2,217,322	－	2,217,322
機能食品	－	440,884	－	440,884	－	440,884
水産物	－	－	2,521,391	2,521,391	－	2,521,391
その他	－	－	－	－	1,078,850	1,078,850
顧客との契約から生じる収益	6,570,651	2,658,207	2,521,391	11,750,249	1,078,850	12,829,100
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	6,570,651	2,658,207	2,521,391	11,750,249	1,078,850	12,829,100

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(3)会計方針に関する事項　⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　　1,663円12銭

(2) 1株当たり当期純利益　　23円01銭

(注)当社は、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする信託を通じた株式報酬制度を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度68,384株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度49,922株）。

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注)　連結計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2023年３月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**13,310,673**
現金及び預金	7,865,220
受取手形	77,109
売掛金	2,671,673
商品及び製品	991,791
仕掛品	104,847
原材料及び貯蔵品	1,293,965
関係会社短期貸付金	150,000
その他	156,065
固定資産	**7,329,767**
有形固定資産	**4,856,158**
建物	1,232,255
構築物	134,209
機械及び装置	579,892
車両運搬具	6,570
工具器具及び備品	76,003
土地	2,603,175
リース資産	3,830
建設仮勘定	220,220
無形固定資産	**52,995**
工業所有権	45
電話加入権	0
水道施設利用権	197
ソフトウェア	52,753
投資その他の資産	**2,420,613**
投資有価証券	1,733,128
関係会社株式	200,000
関係会社長期貸付金	100,000
前払年金費用	222,563
出資金	51,110
長期前払費用	59,026
その他	59,106
貸倒引当金	△4,321
資産合計	**20,640,441**

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**1,572,016**
買掛金	943,854
リース債務	1,053
未払金	223,488
未払法人税等	14,971
未払消費税等	14,477
未払費用	109,388
預り金	9,389
賞与引当金	125,410
設備関係未払金	108,775
圧縮未決算特別勘定	7,721
その他	13,484
固定負債	**285,012**
リース債務	3,160
繰延税金負債	240,214
役員株式給付引当金	41,638
負債合計	**1,857,029**
（純資産の部）	
株主資本	**18,261,638**
資本金	**3,617,642**
資本剰余金	**3,414,133**
資本準備金	3,414,133
利益剰余金	**11,303,699**
利益準備金	348,182
その他利益剰余金	10,955,517
固定資産圧縮積立金	24,637
別途積立金	8,400,000
繰越利益剰余金	2,530,879
自己株式	**△73,837**
評価・換算差額等	**521,773**
その他有価証券評価差額金	521,773
純資産合計	**18,783,411**
負債及び純資産合計	**20,640,441**

損益計算書 (2022年４月１日から2023年３月31日まで)

(単位：千円)

科　目	金　額	
売上高		**9,915,687**
売上原価		**7,772,720**
売上総利益		**2,142,967**
販売費及び一般管理費		**1,831,252**
営業利益		**311,714**
営業外収益		
受取利息	3,178	
受取配当金	34,284	
受取賃貸料	39,622	
補助金収入	14,997	
その他	21,589	**113,671**
営業外費用		
支払利息	506	
投資事業組合運用損	7,531	
損害賠償金	2,058	
減価償却費	22,952	
その他	15,723	**48,772**
経常利益		**376,613**
特別利益		
固定資産売却益	199	
投資有価証券売却益	1,622	
保険収益	8,440	**10,263**
特別損失		
固定資産除却損	2,364	
災害損失	969	
圧縮未決算特別勘定繰入額	7,721	**11,054**
税引前当期純利益		**375,822**
法人税、住民税及び事業税	93,317	
法人税等調整額	12,854	**106,171**
当期純利益		**269,651**

株主資本等変動計算書 (2022年４月１日から2023年３月31日まで)

(単位：千円)

		株主資本			
		資本金	資本剰余金		
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2022年４月１日残高		3,617,642	3,414,133	8,723	3,422,856
事業年度中の変動額	剰余金の配当				
	固定資産圧縮積立金の取崩				
	当期純利益				
	自己株式の取得				
	自己株式の消却			△3,169	△3,169
	自己株式の処分			△5,554	△5,554
	株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
	事業年度中の変動額合計	―	―	△8,723	△8,723
2023年３月31日残高		3,617,642	3,414,133	―	3,414,133

		株主資本						
		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
			固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2022年４月１日残高		348,182	25,986	8,400,000	4,120,318	12,894,487	△1,178,423	18,756,563
事業年度中の変動額	剰余金の配当				△284,053	△284,053		△284,053
	固定資産圧縮積立金の取崩		△1,348		1,348	―		―
	当期純利益				269,651	269,651		269,651
	自己株式の取得						△504,702	△504,702
	自己株式の消却				△1,576,385	△1,576,385	1,579,554	―
	自己株式の処分						29,734	24,180
	株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
	事業年度中の変動額合計	―	△1,348	―	△1,589,439	△1,590,787	1,104,585	△494,925
2023年３月31日残高		348,182	24,637	8,400,000	2,530,879	11,303,699	△73,837	18,261,638

		評価・換算差額等		純資産合計
		その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2022年４月１日残高		441,240	441,240	19,197,804
事業年度中の変動額	剰余金の配当			△284,053
	固定資産圧縮積立金の取崩			―
	当期純利益			269,651
	自己株式の取得			△504,702
	自己株式の消却			―
	自己株式の処分			24,180
	株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	80,533	80,533	80,533
	事業年度中の変動額合計	80,533	80,533	△414,392
2023年３月31日残高		521,773	521,773	18,783,411

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ)子会社株式　移動平均法による原価法

(ロ)その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産　主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

ただし、焼津工場の建物、機械及び装置は定額法

なお、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～31年
機械及び装置	10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用　期間均等償却

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき退職給付引当金又は前払年金費用として計上しています。
④ 役員株式給付引当金	株式交付規程に基づく当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、調味料、機能食品及びその他の食品等の製造・販売業務を営んでおります。これらの業務においては、顧客との販売契約に基づき、受注した商品及び製品を供給する履行義務を負っており、原則として商品及び製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しておりますが、国内の販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について金融負債を認識しております。有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益とし、当社に残存する支給品の期末残高については金融資産を認識しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類への影響はありません。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　9,579,949千円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	3,495千円
土地	185,587千円
計	189,082千円

(注) 上記資産は、協同組合焼津加工センターの金融機関からの借入金934,635千円に対して担保に供しています。

(3) 区分表示されたもの以外の関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	12,127千円
② 短期金銭債務	946千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	62,986千円
仕入高	42,126千円
販売費及び一般管理費	247千円
営業取引以外の取引高	24,390千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	1,181,918	529,881	1,635,800	75,999

(注) 1.普通株式の自己株式の増加529,881株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加499,800株、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度に係る信託による取得30,000株及び単元未満株式の買取りによる81株であります。

2.普通株式の自己株式の減少1,635,800株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少1,605,800株及び監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度に係る信託への売却30,000株であります。

3.当事業年度末の普通株式の自己株式の株式数には、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式68,384株が含まれております。

6．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	38,074千円
未払事業税	4,137千円
有価証券評価損	16,785千円
減損損失	5,198千円
その他	38,403千円
繰延税金資産小計	102,599千円
評価性引当額	△37,005千円
繰延税金資産合計	65,594千円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	10,768千円
前払年金費用	67,570千円
その他有価証券評価差額金	227,470千円
繰延税金負債計	305,808千円
繰延税金負債の純額	240,214千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.36%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.10%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.56%
住民税均等割	3.82%
試験研究費等の税額控除	△6.96%
評価性引当額の増減	△1.08%
その他	△0.43%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.25%

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有者)割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	マルミフーズ株式会社	100	水産物の加工・販売	直接100	兼任1名	当社商品の仕入先	受取賃貸料	21,960	その他(流動負債)	1,805
							受取利息	2,151	その他(流動負債)	571
							資金の貸付	400,000	関係会社短期貸付金	100,000
							資金の回収	420,000	関係会社長期貸付金	100,000

(注)　取引条件ないし取引条件の決定方針等

1．受取賃貸料については、第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

8．収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表「1．重要な会計方針に係る事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

9．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　1,651円37銭

(2) 1株当たり当期純利益　23円10銭

(注)当社は、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする信託を通じた株式報酬制度を導入し、当該信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度68,384株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度49,922株）。

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注)　計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月10日

焼津水産化学工業株式会社
　取締役会　御中

芙蓉監査法人
静岡県静岡市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　信　行

指定社員
業務執行社員　公認会計士　木　野　泰　孝

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月10日

焼津水産化学工業株式会社
　取締役会　御中

芙蓉監査法人
静岡県静岡市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　信　行

指定社員
業務執行社員　公認会計士　木　野　泰　孝

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、当社及び子会社の健全で、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針としています。また、この方針に基づき、会社法第399条の十三第１項第１号ロ及び同号ハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている内部統制システムの推進体制を重点監査項目としています。

重点監査項目を含めた監査については、取締役及び使用人等から運用の状況について定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求め、意見を表明するなど、下記の方法で実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方法、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門と連携を図るとともに、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報交換を図ると共に、業務監査も行い、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）について、「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、2019年に判明した当社製品の一部における不正表示については、品質保証体制の強化やコンプライアンス意識の醸成などを推し進めた結果、再発防止策が定着し有効に機能しており、継続した取り組みが行われていることも確認いたしました。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月15日

焼津水産化学工業株式会社　監査等委員会
常勤監査等委員　杉　山　洋　志　㊞
監査等委員　小　山　圭　子　㊞
監査等委員　藤　井　　明　㊞

(注) 監査等委員 小山圭子及び藤井明は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

第64期定時株主総会　会場ご案内図

場所　静岡県焼津市三ケ名1550番地
焼津市文化センター１階　小ホール　☎ 054（627）3111

日時　**2023年６月23日（金曜日）午前10時**（開場 午前９時30分）



交通

- JR東海「焼津駅」南口 よりタクシーで約10分（約1.5km）
- JR東海「西焼津駅」北口 よりタクシーで約15分（約２km）
- 東名高速道路「焼津インター」よりお車で約10分（約３km）
- 新東名高速道路「焼津岡部インター」よりお車で約40分（約26km）

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。